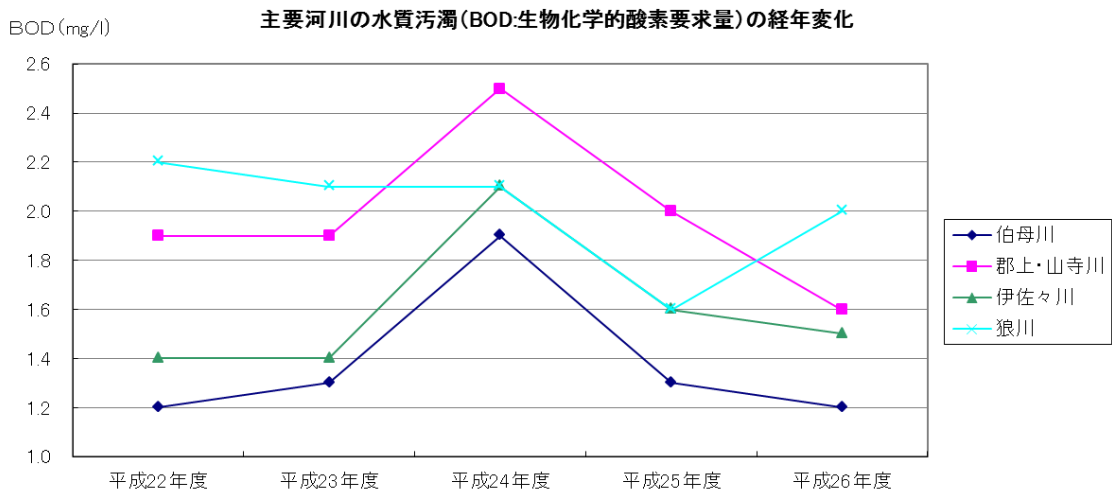


15. 環境

①良好な環境の保全と創出

■良好な環境づくりを進める

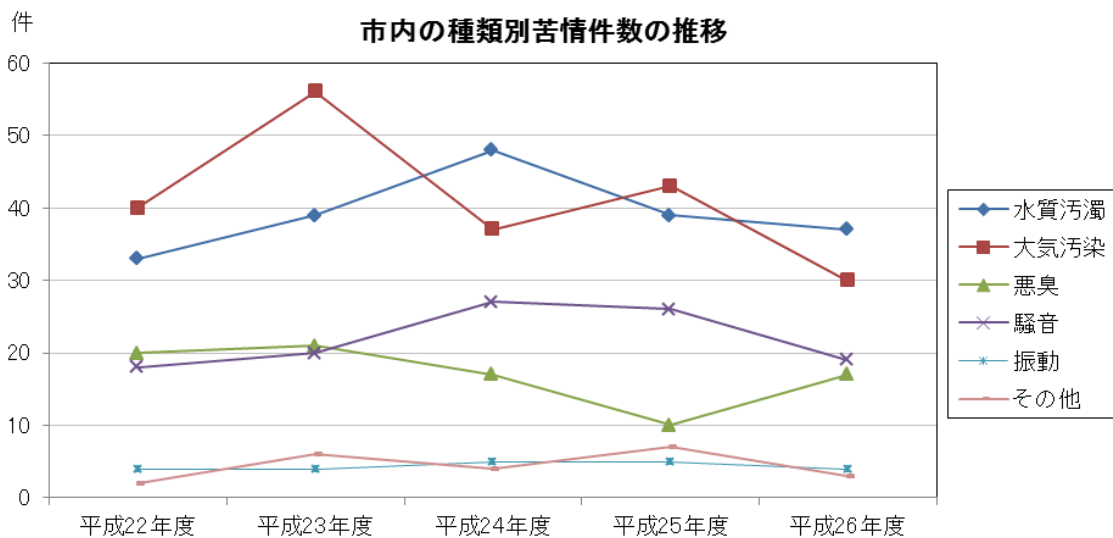
- 平成10年に草津市環境基本条例を施行し、本条例に基づき「環境にやさしい配慮指針」を策定、平成23年3月には、具体的な環境づくりの目標と施策を示した環境面からのまちづくり計画として「くさつ環境文化プラン～第2次草津市環境基本計画～」を策定し、総合的な環境政策を展開しています。
- 水質汚濁（BOD：生物化学的酸素要求量）の状況は、伯母川、郡上・山寺川、伊佐々川で改善がみられます。



資料:環境課

■環境関連苦情処理件数の推移

- 典型7公害（水質汚濁・大気汚染・悪臭・騒音・振動・土壌汚染・地盤沈下）に関する平成26年度の苦情件数は107件で、うち、水質汚濁に関する苦情が最も多く37件であり、次いで大気汚染に関する苦情が多く30件です。

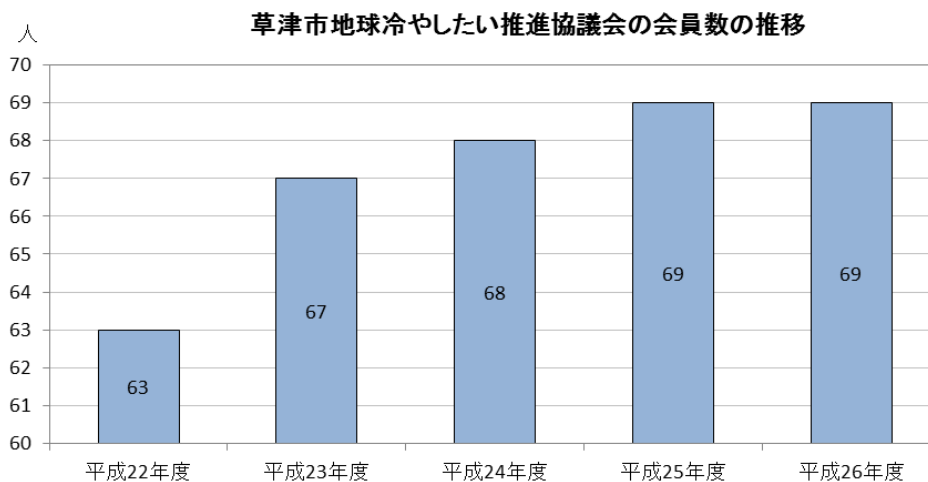


資料:環境課

②低炭素社会への転換

■地球冷やしたい推進協議会の会員数

- ・ 市民、事業者、団体等と行政がそれぞれの枠組みを超えた協力体制のもと、地域ぐるみで地球温暖化対策を進めるための組織として「草津市地球冷やしたい推進協議会」が平成 21 年 3 月に設立されました。
- ・ 各会員は、独自に温暖化対策に取り組むほか、地域の温暖化対策の企画および推進などに取り組んでいます。

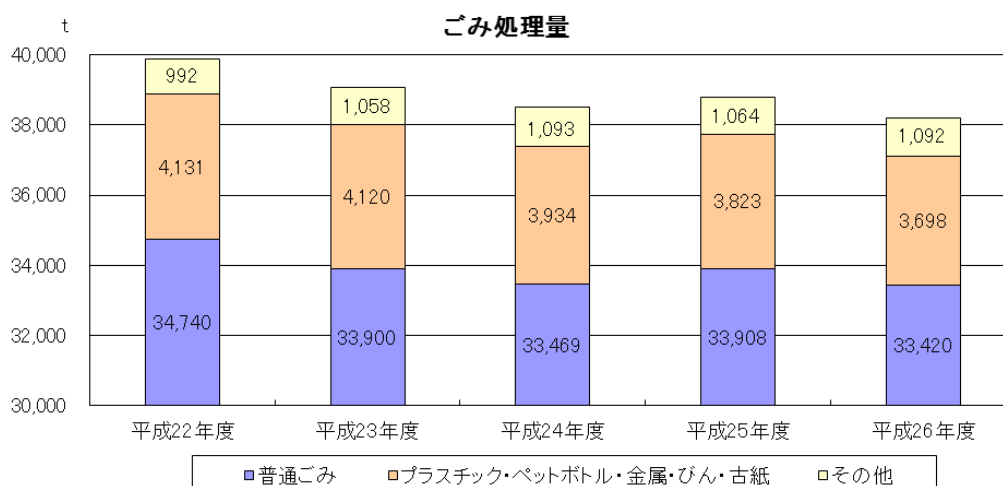


資料:環境課

③資源循環型社会の構築

■ごみ処理量

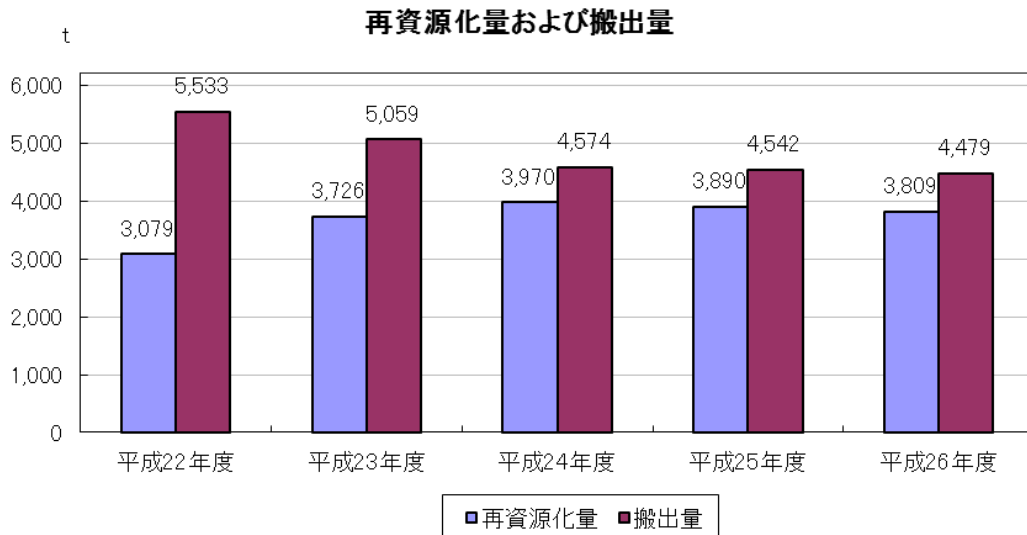
- ・ 本市では、「ごみの発生抑制の推進」、「多様な資源化の仕組みづくりの推進」および「環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進」の3つの基本方針を設定し、減量化に向けた取り組み、廃棄物の適正処理を行っています。
- ・ 平成 23 年 10 月 1 日からごみの分別区分が変更になり、従前の 10 区分から 11 区分に変更されました。また、同時期にごみ袋の配布方法も変更になり、町内会を通じた各世帯への配布から、町内会を通じて各世帯に配布するごみ袋引換券により、指定を受けた量販店や、各市民センターなどで指定ごみ袋に引き換える方法としています。



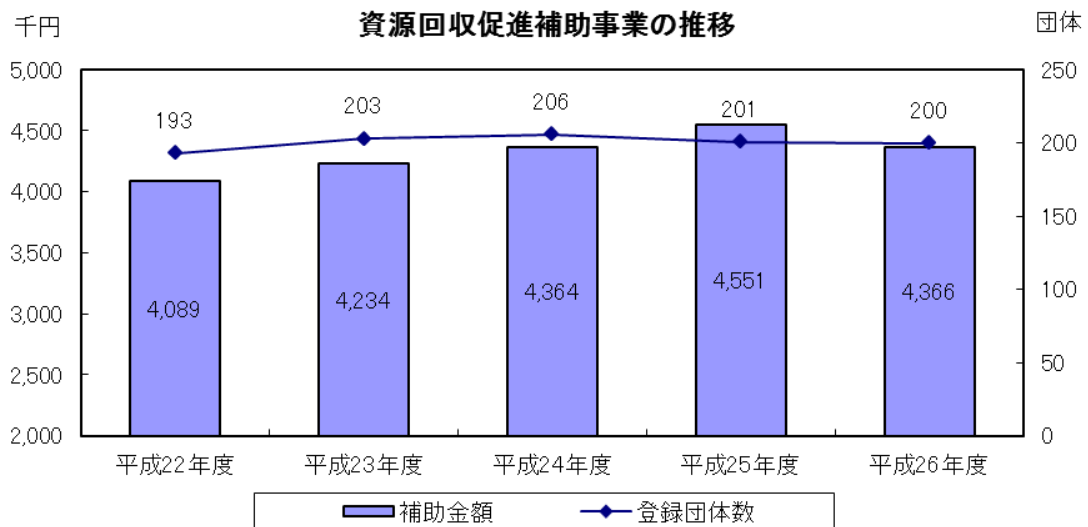
資料：ごみ減量推進課（統計書）

■再資源化量および搬出量

- ごみ減量とリサイクルを推進するため、資源回収活動を実施している各種市民団体に対して、「資源回収活動事業推進奨励金」を交付しております。



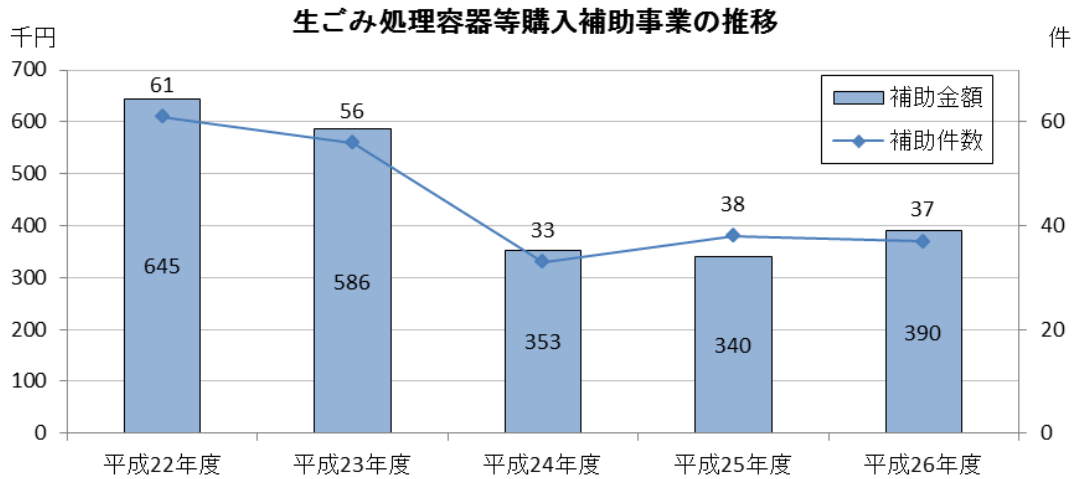
資料：ごみ減量推進課



資料：ごみ減量推進課

■ごみを減らしリサイクルを進める

- ・ 市民が市販の生ごみ処理容器を購入する場合、購入費の一部（購入費の2分の1以内、限度額1万5千円）を補助しています。



資料：ごみ減量推進課

【その他の取組み等】

- ・ 不法投棄ごみについて、町内会等と協力して対策に当たっています。不法投棄禁止看板の交付や監視カメラの設置など、不法投棄を防止する活動に取り組んでいるほか、定期的なパトロールを実施し、不法投棄ごみを発見した場合は速やかな回収にも努めております。
- ・ 不法投棄ごみについて、町内会等と協力して対策に当たっています。不法投棄粗大ごみ回収事業では、定期的なパトロールと速やかな回収に努めています。